

法令及び判例ニュース (N.º 9-07)

B- 判例

1. - 時間外手当（勤務時間外の仕事に対する報酬）と残業報酬の支払い

労働高等裁判所(Tribunal Superior do Trabalho - TST)の第三班はVOLKSWAGEN社に対し、正門(Portaria)から仕事場(Local de Trabalho)までについやす時間、一日付き 30 分相当の時間外手当を原告（労働者）へ支払べきとの判決を下した。(RR 1971/2001)

当国の労働訴訟(Reclamação Trabalhista)の多くには時間外手当請求の案件が含まれており、本件に係わる当国の法令及び判例等に従い下記の通り纏めてみた。

労働勤務時間は連邦憲法(Constituição Federal)の第 6 条 XIII 項に一日 8 時間と週 44 時間をオーバー出来ないと規定されている。但し、労使協約により残業時間の相殺制度と勤務時間の削減を取り決めることが出来る。

更に、憲法は時間外手当(Remuneração do Serviço Extraordinário)の割り増し支払いについて最低 50%の支払いを規定している(Art. 6º inciso XVI 注。88 年の新憲法に労働法に含まれべき条文が取り入れられた)。

一方、統合労働法(CLT)第 59 条の規定には、一日の勤務時間は 8 時間が限度となっている。しかし、労使協約又は当事者合意の下に一日 2 時間(Horas Suplementares)まで勤務時間を追加することが出来る。同条の 1 項に追加時間は最低 50%割り増し支給と憲法条文とほとんど同じ内容の規定がある。

従って、仮に月給が R\$ 2.200,00 の社員の場合、時間外手当の金額は月額給料を 220 時間で割り、時給は R\$ 100,00 となるが、プラス R\$ 50,00(50%追加)により、時間外手当は一時間に付き R\$ 150,00 となる。

統合労働法の 61 条の規定により、天災、不可抗力等が発生した場合、或は仕事の性質又は内容から残業により仕事を完了しないと多大な損害が出るケースの場合、法律又は労使協約に規定された勤務時間数をオーバーすることが出来る。但し、その際には 10 日以内に関係官庁へ勤務\時間のオーバーとその理由を報告する義務がある。

同条文の 2 項には天災、不可抗力の際の残業時間の報酬は普通給料以下ではないと規定しているのみで、割り増しについては触れていない。その他の場合、残業報酬は普通給料の 50% 割り増し支給を定めている。

以上により、規則上は労使協約又は労働契約書に基づく時間外手当（労働法第 59 条の *Horas Suplementares*）と 残業報酬（労働法第 61 条の *Remuneração de Horas Extraordinárias*）とに分けられる。しかし、時間外手当又は残業報酬を総括して、ポ語でオラ、エストラ (*Hora Extraordinária* の略語) と呼んでいるが普通である。

日本の例では、管理職に就任した社員（非組合員）へは時間外手当を支給しないと聞いている。当国の場合、時間外手当の支給対象外の社員は次の通りとなっている。

- 1.- 勤務時間に束縛されない社外での仕事を担当し勤務時間監理の対象外の社員 (Art. 62 inciso I)。
 - 例。集金担当者 (*Cobrador a domicílio*) 薬品等の宣伝担当者 (*propagandista de remédio*)
- 2.- 支配人 (Art. 62 inciso II- *Gerente ou ocupante de cargo de confiança*)
 - 会社役員 of 経営管理業務を代行し決定権を持ち、勤務時間の監理対象外の社員で、役職手当が基本給料の 40% 以上を支給されている者。

会社の諸事情から社内取り扱い上、部長 (*Gerente*) 或は課長 (*Chefe*) 職の社員又は社外用の名刺に部長（ポ語で *Gerente*）或は課長 (*Chefe*) として取扱っていても、上記の条件が満たされなければ時間外手当の請求訴訟で負ける可能性が非常に大きい。

最後に、治安問題から数年前より事務所のあるビルジグへ入る際又は出る際に、社員の身分証明と入出時間が記録されている。普通、ビルの入出時間と社員が仕事をしている時間とは必ずしも同じではない。しかし時間外手当請求の労働訴訟に、ビルへの入出時間を証拠として提出されるケースも多くあり、企業は各社員毎の時間外勤務の記録と管理を徹底する必要がある。同様に昼食時の休息時間の記録と管理を徹底しないと社員の解雇時に不当な時間外手当の請求を受ける可能性がある。

SP.31/08/2007

Flavio Tsuyoshi Oshikiri

Ohno&Oshikiri Advogados

Av. 9 de Julho, 4954 Tel.3068-2053

São Paulo -SP : flavio@ohno.com.br